

地籍調査成果の閲覧・交付申請の取り扱いについて

申請区分	申請者	交付範囲	添付書類
閲覧 【調査図については土地所有者及び親族のみ】	下記「その他 1.」参照		なし。ただし身分証明書による本人確認が必要。また、調査図の閲覧については、固定資産税納税通知書等による所有者確認が必要。
写しの交付 【交付書類】 ・多角点成果簿・網図 ・面積計算書 ・調査図 ・筆界点番号図	所有者・親族 ※別紙「地籍調査成果の交付手続きに要する添付書類について」参照	所有地のみ	※別紙「地籍調査成果の交付手続きに要する添付書類について」参照
	土地家屋調査士・測量士等	必要な土地	・法務局公図（写） ・登記事項要約書等（写） ・請負契約書（写）又は所有者からの委任状 ・資格証明書 又は身分証明書の提示 ・名刺の提出
	官公庁・公益団体等（町内会等含む）	必要な土地	・法務局公図（写） ・登記事項要約書等（写） ・担当部署長 又は担当班（係）長の証明書や代表者からの交付依頼文書
	不動産業者等	委任された土地	・法務局公図（写） ・登記事項要約書等（写） ・所有者からの委任状 又は媒介契約書等の委任されていることが確認できる書類の写し ・資格証明書 又は身分証明書の提示 ・名刺の提出
そ の 他			
1. 調査図については地籍調査の成果ではなく、あくまで土木課資料であるため、閲覧のみ行う場合であっても申請できる者は土地所有者及びその親族のみとし、その他の者が閲覧する場合は土地所有者及びその親族からの委任状が必要です。 ※申請者と土地所有者が親族であるかどうかの確認については、窓口に来た申請者がその土地に関する公的な書類（固定資産税納税通知書など）を持参していれば親族とします。 2. 申請時に、申請人の本人確認と申請目的の確認を行います。 3. 土地家屋調査士、測量士、不動産業者等においては、資格証明書又は身分証明書の提示および名刺の提出をお願いします（※連絡先確認の為）。 4. 交付を受ける時、申請人以外の方が受取りにくる場合は、再度、資格証明書又は身分証明書の提示および名刺の提出をお願いします。 5. 郵送で交付申請を行う場合は、必ず郵便記録が残るもの（レターパック等）を返信用封筒として添付してください。 6. 交付する写しには、次の内容を明示します。 ・本成果は地籍調査実施時点の成果であること ・移動修正はしていないこと ・申請目的の使用に限ること ・交付年月日 7. 資料によって年数が相当経過しているものがあるため、即日交付はできません。 準備が出来次第、こちらからご連絡いたしますので、ご了承ください。 8. 地籍調査事業が完了するまで、暫定措置として無料とします。			